

会報告

提出された議案を
くわしく審査!

総務文教委員会

委員長
五十嵐多喜子

図書室から図書館へ 条例を制定

委員会では条例制定2件、補正予算1件、認定1件、意見書2件を審査し、すべて全員賛成で原案可決した。

筑後市立図書館条例制定は中央公民館図書室が12月1日付で筑後市立図書館に変わるための条例。

委員から「図書館運営を市民団体が担えないのか。組織図は。図書室と図書館の違いは」との質問に「現在の図書室は、ボランティアと一緒に運営されており、行政にない発想・コスト的效果がある。今回職員は2名増となるが、図書館協議会

によって、市民の声を聞きながら使いやすい図書館になると思う」との答弁があった。

補正予算(第3号)については福岡県地域支え合い体制づくり事業、臨時財政対策債について委員から「事業はいつまでか、県内実施団体は。繰越金もあり起債残高は抑制傾向だと思いがなぜ限度額いっぱい起債したのか」との質問に「事業は今年限りの事業。防災事業は県が力を入れてお

り、県内全市町村が実施。高齢者支援では筑後地域ではほぼ実施。起債は100%国からの財源。将来負担率において控除されるもので市の実質負担はない。市民へのサービス向上のためなど」と答弁があった。

平成22年度八女筑後広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定については組合の解散に伴う清算である。



手狭なスペースも解消

建設経済委員会

委員長
松竹 秀樹

質問が集中 「和解について」

委員会では、条例改正1件、補正予算2件、水道事業剰余金の処分1件と、筑後広域公園内休憩施設の工事施工不良における業者との「和解について」を審査し、全議案を全員賛成にて原案可決した。

「和解について」は、工事の履行遅滞損害金、開業遅延により生じた損害金、また分離発注している機械設備、電気設備業者に対する遅延に伴う損害補償額を決するもの。

「基礎部分は完成しており、履行遅滞損害金から控除すべきでは」との

質問に「控除できる部分とは、契約時に工事の完成に先立って引き渡しを受けなければならないことを指定した部分で、検査に合格し、分割して引き渡しを受けなくても支障ないと発注者が認めている場合であり、今回は該当しない」と答弁があった。

**市は新たな支出は
しない」という考え
のもとで和解**

また「開業が遅れたため入湯税の収入減となることについてはどう考えるか」との質問に「入浴者数の把握ができないので請求はできない。税の考え方は、入湯があったという行為によって課税が発生するため難しい」との答弁があった。また「工期途中での急な和解はなぜか」との質問には「市と設備業者との関係で、損害額が未知数で設